

第2章 災害予防・減災対策計画

の規定に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、災害時要援護者台帳を整備し、本要綱上の台帳を名簿とする。

ア 災害時要援護者名簿に記載する者の範囲

災害時要援護者名簿に記載する者は、次に掲げる者のうち災害時要援護者名簿への記載について本人又は代理人から申し出のあり、かつ支援組織への情報提供に同意した者とする。（鈴鹿市災害時要援護者支援活動実施要綱に基づく）

- (ア) 65歳以上の者でひとり暮らしの者
- (イ) 75歳以上の者のみの世帯の世帯員
- (ウ) 65歳以上のみの世帯で、介護度3以上の者がいる世帯員
- (エ) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けた者でひとり暮らしの者
- (オ) 療育手帳の交付を受けた者でひとり暮らしの者
- (カ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でひとり暮らしの者
- (キ) 介護度「要支援」以上の者でひとり暮らしの者
- (ク) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある者

イ 災害時要援護者名簿情報を提供する支援組織関係者の範囲

災害時要援護者名簿情報は、消防機関、県警察、市社会福祉協議会、地域包括支援センター及び民生委員・児童委員や、情報漏えいの防止のために必要な措置が図られた自治会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる支援組織へ提供する。

ウ 災害時要援護者名簿作成に必要な個人情報

災害時要援護者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

エ 災害時要援護者名簿の更新に関する事項

市は、定期的に災害時要援護者名簿の更新を行うとともに、所在マップとして地図情報を備える。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管する。

オ 災害要援護者名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で災害時要援護者名簿のうち、平常時において情報開示に同意を得た者の部分について、消防機関、県警察、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員や情報

第2章 災害予防・減災対策計画

漏えいの防止のために必要な措置が図られた自治会，自主防災組織等へ提供する。

カ 災害時要援護者名簿情報の適切な管理

市は，支援組織において，災害時要援護者情報の適正な管理が図られるよう情報漏えい防止のために適切な措置を講ずるよう努める。

なお，基本法第49条の11の規定に基づき，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，災害時要援護者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは，避難支援等の実施に必要な限度で，避難支援等関係者その他の者に対し，名簿情報を提供することができる。この場合においては，名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

キ 支援組織関係者の安全確保

市は，避難支援等の実施に携わる自主防災組織等の支援者の安全確保の措置を講じる。

(3) 個別計画の作成

市は，高齢者や障がい者などの災害時要援護者の逃げ遅れを防ぐため，避難先や移動手段，必要な持ち出し品，支援者名などを記載し，一人ひとりの避難方法を事前に取り決めておく個別計画の策定に努める。

~~=(3)=~~ (4) 緊急警報システム等の整備

市は，災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急警報システム（FAXによる緊急警報システム等）の充実に努めるとともに，自主防災組織，近隣居住者等の協力を得て，迅速かつ安全に避難が行えるよう，地域ぐるみの避難誘導システムの確立に努める。

~~=(4)=~~ (5) 社会福祉施設対策

市は，社会福祉施設の管理者に対して，危険箇所及び危険区域，避難場所，~~警戒避難基準等の避難~~情報の~~発令基準等の~~提供に努める。

~~=(5)=~~ (6) 避難対策及び生活支援

市は，避難所において，災害時要援護者が安心して生活ができるよう，支援体制の整備に努める。

ア ~~避難計画や~~避難所運営マニュアルの策定

イ 避難所の指定

ウ 福祉避難所としての，社会福祉施設等との協定締結

~~=(6)=~~ (7) 応援協力体制の整備

市は，災害時の災害時要援護者に対する救援活動等を円滑に実施するため，平常時から医療機関，社会福祉協議会，地域包括支援センター，社会福祉施設，居宅介護支援事業所，近隣住民やボランティア組織，三重県災害派遣福祉チーム（DWA T），国及び他の地方公共団体，企業等との応援協力体制の確立に努める。

~~=(7)=~~ (8) 防災教育・防災訓練の実施

市は、社会福祉施設、障がい者団体、近隣住民等の協力を得て災害時要援護者が自らの災害対応能力を高めるために、災害時要援護者の特性に合わせた防災教育や防災訓練の充実を図る。

2 妊産婦、乳幼児、外国人等に対する防災対策（危機管理部、地域振興部、子ども政策部、健康福祉部、消防本部）

市及び防災関係機関等は、妊産婦、乳幼児、傷病者や言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人のほか本市への旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 地域全体で収容避難所等でのこれらの者への支援システムや救助体制の整備に努める。
- (2) 妊産婦や乳幼児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるよう、専用の避難スペースの確保に努めるとともに、妊産婦及び新生児^は、保健上配慮を要するため、医療機関等と連携し、適切な対応に努める。
- (3) 保育所及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）施設・設備の被害を予防し、児童の安全を確保する。また、災害発生時に適切な行動がとれるよう、避難訓練等を定期的実施する。
- (4) 避難場所等の誘導標識等を簡明かつ効果的なものとし、多言語化の対応を推進する。
- (5) 日本語の理解が十分でなかったり、日本の生活習慣に慣れていないため災害時の行動に不安のある外国人が存在することから、外国人を対象とした防災教育や防災訓練の実施、普及に努める。
- (6) 市は、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について、あらかじめ関係事業者(企業等)と協議する。

3 土砂災害防止法（平成12年5月8日法律第57号）に基づく対策（危機管理部、健康福祉部、子ども政策部、消防本部）

土砂災害（特別）警戒区域内における対策

(1) 土砂災害警戒情報等の伝達

三重県と津地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報等は、市町村及び報道機関等を通じて住民等へ伝達される。

(2) 避難確保事項

土砂災害の危険性が高まった場合の避難計画については、第3章第11節避難計画及び風水害等対策編第3章第10節避難計画による。

(3) 高齢者等利用施設

土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域において、高齢者等特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設は、資料編2-12 土砂災害防止法に基づく

避難確保計画策定対象施設とする。

なお、当該施設の利用者への洪水予報等の伝達方法は、(1)に準ずる。

第4項 社会福祉施設等が実施する対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常召集体制等の確立に努める。

また、市、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入居者及び利用者（以下「入居者等」という。）の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 施設の防災対策

施設等管理者は、施設全体の防災対策の強化を図るよう努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、緊急連絡体制を整備する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

施設等管理者は、社会福祉施設の入居者等の災害対応能力を高めるために、個々の特性に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、3日間程度の間に必要な食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

(6) 福祉避難所としての役割

市との間で福祉避難所としての協定に対応するよう努める。

第5項 市民や地域が実施する対策

1 平常時からの準備

(1) 災害時における災害時要援護者の避難誘導及び安否確認については、近隣住民等地域支援者の協力が不可欠となることから、平常時から災害時要援護者の把握に努め、地域内での見守り等交流を深める。

(2) 大規模地震災害発生時に、地域で円滑な避難所運営を図るため、平常時から災害時要援護者が参加した避難訓練や避難所運営訓練の実施に努める。

(3) 地域特性に応じた避難所運営マニュアルを策定し、避難所生活を円滑にするための基本的かつ必要最小限度の内容を、地域で取り決める。

(4) 災害時要援護者及びその家族は、平常時から地域活動（防災訓練など）に積極的に参加し、災害時に手助けが必要な状況を理解してもらえよう、地域住民等との関係構築、交流に努める。

- (5) 災害時要援護者は、災害時に救援活動が迅速かつ円滑に行われるように、近隣住民等地域支援者及び支援団体等へ必要な情報を提供し、市へ災害時要援護者台帳登録を行う。
- (6) 災害時要援護者やその家族は、自分の住んでいる地域の避難場所や収容避難所等の位置を確認し、避難経路をあらかじめ把握する。
- (7) 災害は、家族全員が揃っているときに起こるとは限らないため、災害時要援護者については、あらかじめ、家族間でそれぞれの避難場所や連絡方法、集合場所を決めておく。
- (8) 平常時から、各自で最低3日分の食料品と水を用意する。
- (9) 各自でマスクや消毒液等、感染症予防用品を用意する。

2 災害発生時の対応

- (1) 地域において、高齢者、障がい者等の災害時要援護者がいることを理解し、状況に応じて声をかけて、一緒に避難する。
- (2) 避難場所等における災害時要援護者への対応については、地域支援者や地域担当スタッフを決めて必要な支援に取り組むことに努める。
- (3) 収容避難所において、段差の少ない場所やトイレに近い場所に、高齢者や障がい者を配置したり、集団で過ごすことが苦手な人や妊産婦等のためのスペースを確保するなど災害時要援護者の特性に応じた対応を行う。
- (4) 内臓機能、聴覚、音声・言語機能に疾患のある人など外見からは障がいのあることがわからない場合があるため、その対応に留意する。
- (5) 視覚障害者や聴覚障害者への配慮として、情報提供時に、読んで知らせる、放送で知らせる、掲示して知らせるなどを心がける。
- (6) 食料や生活物資の配布において、災害時要援護者に配慮して配布する。また、避難していない災害時要援護者がいるときは、自宅に取り残されていないか等協力して安否の確認を行う。

第14節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化計画

第1項 計画の主旨

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自助・共助の精神のもと、活動を行う消防団と自主防災組織の存在は、人的、物的被害を軽減するうえで、非常に重要である。特に発災直後の行政の防災活動が十分に機能しない状況下での救出、初期消火活動や応急手当等の災害対応は、消防団や自主防災組織に負うところが大きい。

また、平常時には、地域で防災知識の啓発活動を行うための組織としての役割も大きい。このため、市は自主防災組織の組織化や消防団及び自主防災組織の育成指導に努めるとともに、防災資機材等の整備を図る。

第2項 市が実施する対策

1 自主防災組織の結成促進（危機管理部、消防本部）

自主防災組織の未結成地域に対し、自主防災組織の立ち上げを推進するよう働きかける。

また、自主防災組織は、自治会を母体として組織化を行うが、その際、自治会の規模、防火水槽又は自然水利等の状況、その他地域の実情を考慮して結成単位を指導する。

（1）組織の編成

自主防災組織は、災害予防活動や災害応急活動を迅速かつ効率的に行うため、原則として30名から40名程度の隊員とし、情報班、救出救護班、消火班等を編成するよう指導する。また、その際、女性の参画に努めるよう働きかける。

（2）活動内容

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 情報の収集、伝達
- エ 出火防止の徹底と初期消火活動
- オ 救出、救護の活動
- カ 自主避難及び誘導活動
- キ 防災資機材等の備蓄管理
- ク 災害時要援護者への配慮や避難対策
- ケ 避難所の運営

2 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進（危機管理部、消防本部）

地域の自主防災体制を強化するため、必要な助成等を講じることにより自主防災組織の育成を推進する。

(1) 自主防災組織への財政支援等

自主防災組織の活動に必要な防災資機材の整備や、隊員の防災士制度等の資格取得について、県とともに助成を行い積極的な支援に努める。

また、自主防災組織の活動に積極的に協力するとともに、県が実施する自主防災組織のリーダー研修等を利用して組織の中核となるリーダーを育成する。

(2) 自主防災組織の活動計画への支援

自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画の作成を支援する。

(3) 自主防災組織への協力・参画の促進

自主防災組織と連携し、地域住民に対して自主防災組織への参画、活動への協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

資料編 13-2 自主防災組織

3 消防団活動の活性化（消防本部）

地域住民の消防団活動への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、市消防への協力や消防訓練、地域行事等への参加を通じて消防団が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、消防団に必要な消防施設等の整備を図り、組織の活性化に向けた支援を行う。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

(1) 消防団による地域防災力の向上

地域防災力~~を~~の向上~~を~~図るため、消防訓練において消防団が自主防災組織を指導し、地域の自主防災体制の強化を図るとともに、災害時に、消防団と自主防災組織が緊密に連携できる地盤を築く。

(2) 団員の確保

平常時の自主防災組織に対する防災訓練の指導や、災害時の対応を行う人員を確保するため、自治会等の協力を得ながら、団員数の確保・維持に努める。

(3) 団員の知識及び技術の向上

消防団の災害対応能力を向上するため、研修及び訓練を実施し、消防団の充実強化を図る。

(4) 消防施設、消防車両及び資機材等の整備

地域防災力の要となる消防団の充実強化に必要な消防施設、消防車両及び資機材等の整備を図る。

4 事業所等の自衛消防組織の育成（消防本部）

消防本部は、事業所の自衛消防組織等の設置について推進する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 自主防災組織や消防団の活動への参画

第2章 災害予防・減災対策計画

市民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団へ加入することや両組織が実施する訓練、研修に積極的に参画するよう努める。

また、市職員は、業務に支障のない範囲で、これらの地域活動に積極的に参加する。

第15節 医療・救護計画

第1項 計画の主旨

災害時の医療救護需要は、極めて大量、広域的に発生し、かつ即応体制が要求されるため、これに対応する応急医療体制の整備、医療品等の確保及び救護活動等について計画しておく。

第2項 市が実施する対策

1 医療体制の整備（健康福祉部）

（1）初期医療体制の整備

救護所の設置、救護班の編成、各避難所での救護所の位置を施設管理者と協議の上、事前に定める他、出動について鈴鹿市医師会と協議して「医師会マニュアル」に沿った初期医療体制の整備を進めるとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めておく。

救護班の編成等については、第3章災害応急対策計画の第16節医療（助産）救護計画に定める。

資料編7—3 鈴鹿市医師会災害時対応マニュアル

（2）後方医療体制等の整備

ア 医療機関の情報ネットワークの構築

災害時に傷病者等の診察の可否、収容の可否等の医療情報を迅速かつ正確に把握、提供できるような情報ネットワークの整備に努め、医療機関の情報通信手段の多重化を図る。

イ 災害時の医療機関相互の役割分担や連携体制の整備

構築された情報ネットワークを活用し、同時多数の人命救助、医療救護を可能とするため、適切な治療の優先度を判断（トリアージ）し、その負傷の度合いに応じた医療機関への搬送など、医療機関相互の連携体制及び役割分担を整備する。

ウ 後方医療機関への搬送

手術等を要する負傷者を後方医療機関へ迅速に搬送するため、ヘリコプターを有効に活用するとともに、他市との相互受入体制を構築する。

2 医療品等の確保・供給体制の整備（健康福祉部）

災害時の医療活動が円滑かつ迅速に実施されるよう関係機関は、医療品等の確保と供給に努める。医療品等の確保と供給については、第3章災害応急対策計画の第16節医療（助産）救護計画に定めるところによる。

3 トリアージ訓練等の実施

医師会等と連携のうえ、地震防災訓練や総合防災訓練にて大規模地震災害を想定した実践的なトリアージ訓練等を実施し、大規模地震災害時においても適切かつ迅速に対応できるよう備える。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

平常時から災害時の地域の医療体制を把握するとともに、各々の病状に応じた医薬品等を備蓄するよう努める。特に慢性疾患のある患者は、各家庭において病状に応じた医薬品等の確保に努める。

また、大規模災害時の混乱時においても適切な医薬品支援を受けられるよう、「お薬手帳（電子版含む）」などを非常持ち出し品として備える。

第16節 ボランティア対策計画

第1項 計画の主旨

災害時は各種救護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される。行政として、ボランティア活動の領域と役割に留意しつつ、ボランティアの善意が生活かされ、活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を図るとともに、行政、ボランティア関係機関、ボランティアグループ等、相互の協力の体制を構築する。

第2項 市が実施する対策

1 活動環境の整備（危機管理部、健康福祉部、地域振興部）

災害時において、効果的なボランティア活動を助長するために、市及び関係団体とボランティア間の情報システムの構築を行うとともに、関係機関及び関係団体と連携して、活動拠点の整備を推進する。

2 人材等の育成（危機管理部、健康福祉部、地域振興部）

災害時において、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県及び鈴鹿市社会福祉協議会と連携して日常活動においてボランティア登録及び災害ボランティアコーディネーターの育成等による団体の組織化、相互交流を図ることが重要である。

- (1) 市民のボランティア登録や、実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進する。そのため、関係団体が実施するボランティア養成講座等の支援を行い、研修制度の充実を図るとともに、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献の一つとして位置付けられるよう努める。
- (2) 災害ボランティアセンターの運営を担う人材育成を支援し、専門性を持ったボランティアの確保を推進するとともに、ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成を行い、人員の充足を促進する。

3 協力体制の構築（危機管理部、環境部、健康福祉部、地域振興部）

- (1) 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアセンターの設置・運営に関して関係団体と協力体制を構築する。

平常時から行政、ボランティア関係団体、ボランティアグループ等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、ボランティアの受入れや効果的な活用のためのコーディネートに関する役割分担の明確化など、協力体制の構築を図る。また、ボランティア間のネットワーク化を支援する。

- (2) 災害時において、被災住宅からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を、市及び鈴鹿市社会福祉協議会、ボランティア関係団体等との間で構築するよう努める。

また、災害廃棄物の分別・排出方法等について、市民やボランティア関係団体等

に対し周知し、ボランティア活動の環境整備に努める。

資料編 16-~~19~~20 鈴鹿市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定

第3項 市民や地域が実施する対策

1 企業の対策

企業の社会活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

2 市民の対策

災害ボランティア等への協力やボランティア活動への参画に努める。

第17節 津波災害予防計画

第1項 計画の主旨

南海トラフ地震等が発生した場合、津波が襲来するおそれがあることから、沿岸地では津波に対する警戒や迅速かつ適切な避難が必要である。

したがって、津波警報等の情報伝達体制の整備及び沿岸地域住民に対する津波防災警戒意識の普及を図る。

第2項 市が実施する対策

1 情報伝達体制の確立（危機管理部、産業振興部、消防本部）

津波浸水予測区域における津波警報時の情報伝達手段としては、防災スピーカー、モーターサイレン、緊急速報メール（エリアメール）、いのちの鐘、半鐘等多くの手段を使用する。また、迅速な避難行動がとれるよう、住民等に対して避難経路、避難場所等の周知を行う。

さらに、海岸や港湾の施設や管理者に対し、津波フラッグを用いた伝達を行うなど、レジャー客、漁業関係者等への情報伝達体制を確立させる。

資料編16-~~2-0~~21 モーターサイレン設置場所一覧

資料編16-~~2-1~~22 いのちの鐘協力寺院一覧

2 海岸保全事業等の推進及び防潮扉等の開閉（産業振興部、土木部、~~都市整備部~~）

海岸保全施設の施設管理者は、津波により生ずる被害の発生を防止し、または軽減するため必要な保全施設の補強や整備を行う。また、防潮堤扉、水門、樋門等を迅速かつ的確に開閉するために、日常の維持管理を行う。

3 海面監視体制の確立（土木部、~~都市整備部~~）

強い地震（震度4程度以上）を感じたときには、津波警報等が発表されるまでに津波が襲来するおそれがあるため、気象庁の「ツナミナシ」の通報があるまで少なくとも30分間は安全な地点で海面を監視する体制を確立しておく。

4 津波防災警戒意識の普及（危機管理部、産業振興部、消防本部）

津波警戒に対する次の内容の普及を図るとともに、県が示した津波浸水予測図に基づくハザードマップの配布、三重県避難誘導標識設置指針に基づく案内板の設置等の推進を図り、市民や観光客等に避難場所、避難経路等の周知を行う。

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をコミュニティFM、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報が発令されたときは、直ちに海浜から離れ、急い